
令和6年度
スケアード・ストレート教育技法による
自転車交通安全教室業務
〈業務仕様書〉

令和6年（2024年）4月
札幌市市民文化局地域振興部区政課

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部区政課が実施する「スクエアード・ストリート教育技法による自転車交通安全教室業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 成果物(本業務の撮影映像)は委託者が交通安全教育に用いるため、使用することがある。その場合、委託者は目的が交通安全教育である場合は無償で使用することが出来る。

(環境負荷の低減)

第8条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第9条 業務完了後、迅速に完了届を提出すること。

2 業務の概要

自転車は手軽で利便性が高い乗り物であり、通勤や通学、買い物などの日常生活における身近な交通手段として幅広い年齢層に利用されているが、自転車は「車両」であるにもかかわらず、歩道上を縦横無尽に走行したり、信号無視、一時不停止で交差点に進入するなど、自転車利用者による無謀・悪質危険な運転が問題化している。

そこで、自転車利用者に対し、自転車は被害者にも加害者にもなりうる「車両」であるという意識をしっかりと認識してもらい、自転車利用中の交通事故を防止するため、スタントマンによる交通事故再現を中心とした自転車交通安全教室を実施する。

1 実施箇所(予定)

別紙1のとおり(日程を含む詳細は別途通知する)

※現時点での予定であり、後日増減を含めて変更になる可能性があることを承知すること。

2 業務内容

(1) 業務の計画

札幌市内に所在する高等学校、地域を対象として実施。

(2) 準備

ア 事前準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。なお、本業務を実施するにあたって使用する自転車は本市で用意（上限 50 台。足りない場合は要相談）し、本市の指定した日時に指定する保管場所へ受託者が引き取りに来ること。引き取った自転車は受託者が倉庫等を用意し、業務終了まで責任をもって管理すること。

イ 会場までの交通費等

実施会場までの交通費は受託者が負担すること。

ウ 保険について

業務期間を通じて、1 事故 1 億円以上の損害賠償責任保険に加入すること。また、受託予定者は、契約締結後に加入したことを証明する書類の写しを提出すること。

(3) スケアード・ストレート教室の内容

【標準教室内容】 ※各学校グラウンド等で実施

① 主催者あいさつ

② 交通事故再現スタント

ア 時速 40 km/h での衝突による衝撃（自転車×自動車）

イ 自転車の各種交通ルール違反

ウ 歩行者用道路での事故（自転車×歩行者）

エ 見通しの悪い交差点での事故（自転車×歩行者、自転車×自転車、自転車×自動車）

オ 横断歩道での事故（自転車×歩行者）

カ 自転車のルール違反重複による事故（自転車×歩行者、自転車×自動車）

キ 大型車による左折巻き込み事故（トラック×自転車）

ク 大型車による死角事故の説明（トラック×歩行者）

ケ サンキュー事故（トラック・自動車×自転車）※自動車の譲り合いを原因とした事故

③ 交通事故概況説明

④ 生徒代表による自転車安全利用宣言

【雨天時内容】 ※各学校体育館等で実施

◇交通事故再現スタントのうち

ア、イ、ウ、エ、オ、カの内容を変更して実施

※ 実施について打ち合わせを行う中で、教室の内容を一部変更する場合もある旨を承知すること。

3 業務期間

契約締結日から令和 6 年 11 月 30 日までとする。

4 提出物

下記を提出すること。なお、提出期限は各箇所での教室終了後から 1 週間以内とする。

- 業務実施報告書

5 特記事項

- 1 本業務の実施に際しては、特殊な業務（スタント）であることも鑑みて安全対策を万全にし、必ず安全管理責任者を置くこと。
- 2 本市が用意した自転車は、自転車交通安全教室終了後に委託者が引き取り廃棄するものとする。自転車廃棄の引き取り日等については、受託者と協議し決めることとする。

6 担当

札幌市市民文化局地域振興部区政課（交通安全担当）藤田
（札幌市役所 13 階南側） Tel.011-211-2252